

今月のトピックス

令和3年10月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

◀地域別最低賃金が改定されました▶

厚生労働省より、令和3年度の地域別最低賃金の改定について発表がありました。最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類がありますが、今回は**地域別最低賃金**の改定になります。

令和3年度の全国加重平均は、902円から930円とじつに28円の増額となり、最低賃金に関わる目安制度が開始された昭和53年度以来最大の引き上げ幅となります。

【都道府県別最低賃金（時間額）】 ※括弧書きは令和2年度地域別最低賃金

都道府県	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	栃木県	茨城県	群馬県
最低賃金額	1,041円(1,013)	956円(928)	1,040円(1,012)	953円(925)	882円(854)	879円(851)	865円(837)
発効年月日	R3.10.1	R3.10.1	R3.10.1	R3.10.1	R3.10.1	R3.10.1	R3.10.2

【ご注意ください】

- ① この最低賃金は、各都道府県内で事業を営む使用者とその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。
- ② 本社所在地ではなく、勤務地の最低賃金が適用されます。
- ③ 「精皆手当」「通勤手当」「家族手当」「時間外・深夜・休日手当」「臨時または1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金」を除いた金額が最低賃金額以上でなければなりません。
- ④ 一部の鉄鋼業や製造業、出版業や小売業等には別途産業別最低賃金が適用されます（都道府県によって適用範囲や額が異なります）。但し、産業別最低賃金よりも地域別最低賃金の方が上回る際は地域別最低賃金が適用されます。

【最低賃金額以上となっているか確認する方法】

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうか調べるためには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

時間給の場合	時間給 \geq 最低賃金
日給の場合	日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金
週給、月給などの場合	賃金額を時間当たりの金額に換算した額 \geq 最低賃金

◀「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が再開されました▶

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開し、令和3年9月30日より、申請受付および「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を開始するとともに、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請することを可能とする運用も開始されました。概要は次のとおりです。

①「小学校休業等対応助成金・支援金」制度の再開

令和2年度に実施していた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が再開されました。

※令和3年8月1日以降12月31日までに取得した休暇が対象。

両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））については、令和3年9月30日までに取得した休暇が対象になります。

※令和3年8月1日～9月30日の期間については、両立支援等助成金又は小学校休業等対応助成金のうちいずれか一つのみの申請。

②「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の再開

「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」が、令和3年9月30日～令和4年1月31日までの期間、全国の都道府県労働局に設置されます。労働者からの「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談内容に応じて、事業主への小学校休業等対応助成金の活用の働きかけが行われます。

③新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる申請

労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請できることとする運用も開始されました。

※当該労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意することが必要。

※休業支援金・給付金は現在のところ11月末までの休業が対象だが、今後の取扱いについては、雇用情勢等を踏まえて10月中に示される予定。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。